

「GPLに関する法律問題
～日本法とGPLの整合性～」

by 小倉 秀夫

G P L は、 契約なのか
単なる不行使宣言なのか

両者の違い

- 裁判地法における「derivative work」の範囲を超える関連作品の扱い
- （特にプログラム生成物について）ソースコードの引渡し義務等の有無
- 無保証条項の効力

GPL「契約」が成立する
余地はあるのか

5. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.

民法第526条

- 1 隔地者間ノ契約ハ承諾ノ通知ヲ発シタル時ニ成立ス
- 2 申込者ノ意思表示又ハ取引上ノ慣習ニ依リ承諾ノ通知ヲ必要トセサル場合ニ於テハ契約ハ承諾ノ意思表示ト認ムヘキ事実アリタル時ニ成立ス

我妻榮「債權各論（上） 民法講義V₁」 71頁

申込みの相手方（被申込者）のなす行為の客観的意義に従つて解すべきであるが、契約によって取得する権利の實行行為（申込みとともに送付された品物を處分することなど）や契約によつて負擔する債務の履行準備行為（ホテルが注文に應じて特定の室をリザーヴして掃除することなど）は一般に承諾の意思と認むべき實事となる。

派生作品 (derivative work) とは？

GPL 0条より

a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)

「any derivative work under copyright law」と
「a work containing the Program or a portion of it,
either verbatim or with modifications」との関係は？

「any derivative work under copyright law」における
「copyright law」とは、どの「copyright law」をいう
のか？

the Program と動的に又は静的にリンクするプログラムは、「derivative work」にあたるのか？

プログラムの場合、何をもって1個の「work」（著作物）と捉えるのかによる。

- ・ ソースコードを格納したファイルごと？
- ・ オブジェクトコードを格納したファイルごと？
- ・ メモリの中で、意味的又は機能的に見て有機的
一体性をもってまとまっている？

Patch Fileは「derivative work」か？

「a work containing the Program or a portion of it」とはいえそうだ。

日本法の「二次的著作物」といえるかは疑問の余地がある。

→ Patch File 中に記載される「the Program」のソースコードは専ら削除・変更処理を行う場所を特定するために使われており、「the Program」の創作性をPatch Fileは利用していない。

著作者人格権の処理

著作者人格権とは

- 公表権（18条）
- 氏名表示権（19条）
- 同一性保持権（20条）
- 著作者の名誉・声望を害する方法で著作物を利用させない権利（113条5項）

G P Lの下で「the Program」を公開したのが、「the Program」の著作者から著作権を譲り受けた者だった場合

「the Programが自由に改変されること」につき、著作者が同意しているとは限らない。

著作者の同意なくしてソースコードを改変したら、同一性保持権を侵害することにならないか。

著作権法20条

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

(中略)

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようになるため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるために必要な改変

「効果的な利用」か否かは、改変する人が主観的にそう認識していれば足りるのか、客観的に「効果的な利用」であることが必要か。

無保証条項の効力

GPL 第 1 1 条

Because the program is licensed free of charge, there is no warranty for the program, to the extent permitted by applicable law. Except when otherwise stated in writing the copyright holders and/or other parties provide the program "as is" without warranty of any kind, either expressed or implied, including, but not limited to, the implied warranties of merchantability and fitness for a particular purpose. The entire risk as to the quality and performance of the program is with you. Should the program prove defective, you assume the cost of all necessary servicing, repair or correction.

免責条項としての効力

- GPL 不行使宣言説→免責合意不成立
- GPL 契約説
 - プログラムを変更・翻案し、又は配布した利用者との間でGPL 契約成立→免責合意成立
 - プログラムを入手し、使用したに過ぎない者との間ではGPL 契約は不成立

免責条項が不成立の場合

- 製造物責任法の適否

ソフトウェアは製造物にあたらないとするのが通説。ただし、ハードウェアに組み込んだ場合は全体が製造物

- 一般不法行為責任

バグや権限の瑕疵により他人の生命・身体・財産等に損害を与えることを知り、これを回避する措置を講ずることが可能だったのに漫然とこれを怠った場合には、不法行為責任を問われる可能性がある。

免責条項としての効力がある 場合の免責の範囲

故意又は重過失があった場合

危険についての警告及び危険回避のための措置を指示した書面を提供していない場合

第三者の著作権又は特許権を侵害したとしてプログラムの使用差止め又は損害賠償を命じられた使用者又は利用者から責任を追求された場合